# 吉野まつり企画業務
# 委託事業者募集要項

## １．事業の目的

町民の笑顔が集い、人と人とのつながりを大切にしながら、吉野町を愛する気持ちや吉野らしさの創造をめざし、この町に暮らす人々が世代に関わらず交流する場を創造することを目的とする。

## ２．業務概要

（１）　業務名　　吉野まつり企画業務
（２）　業務内容　　仕様書のとおり
（３）　委託上限額　　金　２９１，６００円（消費税及び地方消費税を含む）
（４）　委託期間　　契約締結の日から平成３０年３月１５日まで

## ３．参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（３）　平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）付則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（４）　平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（５）　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（６）　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

（７）　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

（８）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

（９）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（１０）銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

（１１）国税及び地方税を滞納していない者であること。

## ４．失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）　３の参加資格に定めた資格が備わっていない場合。

（２）　複数の提案書等を提出した場合。

（３）　提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。

（４）　提出書類に虚偽があった場合。

（５）　提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。

（６）　その他不正な行為が認められた場合。

## ５．手続き等

（１）　書類の提出先及び問合せ先

〒639-3192　奈良県吉野郡吉野町上市 80 番地の１

吉野町役場　総合政策課内　吉野まつり実行委員会事務局

電　話　0746-32-3081

ＦＡＸ　0746-32-8855

電子メールアドレス　seisaku2@town.yoshino.lg.jp

（２）　説明会の開催

実施しない

（３）　参加表明書の提出

①　提出期限　　平成２９年５月２２日（月）　午後３時まで

②　提 出 先　　（１）に記載

③　提出方法　　参加表明書（様式２）をＦＡＸ又は電子メールで提出し、必ず電話にて受信確認を行うこと。電子メールによる提出の場合は、題名に「吉野まつり企画業務　参加表明書」と明記すること。

④　提 出 物　　・参加表明書（様式１）

（４） 企画提案書に関する質問の受付

① 提出方法　質問がある場合は、質問票（任意様式）をＦＡＸ又は電子メールで提出し、必ず電話にて受信確認を行うこと。電子メールによる提出の場合は、題名に「吉野まつりの企画提案書に関する質問」と明記すること。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

② 提 出 先　（１）に記載

③ 受付期限　平成２９年５月２４日（水）　午後３時まで

④ 回　　答　電子メールで回答する。

（５） 企画提案書の提出

① 提出期限　平成２９年５月２９日（月）　午後３時まで（必着）

② 提 出 先　（１）に記載

③ 提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は必ず電話にて受理確認を行うこと）

④ 提 出 物　・企画提案書（様式２）　【原本１部】

・事業者等概要書（様式３）　【原本１部】

・評価テーマに関する企画提案（任意様式）

【原本１部・コピー５部】

別表「評価対象事項」に記載されている評価テーマに関する企画提案について記載すること。

Ａ４片面とすること。

・参考見積書（任意様式）　【原本１部・コピー５部】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価等が判断できる内容とする）

（６） ヒアリング

企画提案書について、ヒアリングを実施する。ただし、応募者多数の場合は、ヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。なお、ヒアリングには担当予定者が必ず出席すること。ヒアリングは以下の日程で予定しているが、詳細については企画提案書の提出後に個別に連絡する。

① 時　期　平成２９年６月２日（金）（予定）

② 場　所　吉野町役場庁舎内

③ 時　間　プレゼンテーション（１５分程度）、質疑応答（１５分程度）

（７） 受託予定者の選定

① 企画提案書及びヒアリングを基に、審査会が別表「評価対象事項」について審査

し、最優秀提案者を選定する。ただし、審査基準に満たない場合は選定しない。なお、提案者が２者に達しない場合であっても、審査会の開催を妨げない。

② 審査の結果は、審査終了後、企画提案書を提出した者に書面により通知する。

③ 審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## ６．業務委託契約の締結について

（１） 審査の結果、選定した最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約の手続きに入ることとする。

（２） 契約額は、企画提案書の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により内容を確定した後に決定する。また、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。なお、この協議が不調に終わった場合は、原則、審査において次点となった団体を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

（３） 仕様書及び選定された企画提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとする。

（４） 本プロポーザルは委託事業者の選定を目的とするものであり、契約後においては、委託者と協議を重ねながら事業を進めることになるため、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

（５） 契約締結後であっても、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先団体を変更することを妨げない。

## ７．その他

（１） 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものと見なす。

（２） 提出された書類は返却しない。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

（３） 提出書類の作成、提出及びヒアリングへの出席等に要する費用は参加者の負担とする。

（４） 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、委託者の指示に従うこと。

以上

別表

## 評価対象事項

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 | |
|---|---|---|---|
| | | 小計 | 合計 |
| 全体 | 地域の資源を活かした内容となっているか。 | ２０ | ４０ |
| | イベント開催までの合意形成について、町民や各種団体が参画できる内容となっているか。 | ２０ | |
| 方針 | 事業の目的、条件、内容を理解しているか。 | ５ | １５ |
| | 作業スケジュールは妥当か。スケジュールに無理はないか。 | １０ | |
| 評価テーマ | 集客力のあるプログラムを含めた企画が具体的に示されているか。 | １０ | ４０ |
| | 来場者が参加できるプログラムを含めた企画が具体的に示されているか。 | １０ | |
| | 会場について、来場者の気分が盛り上がるような会場の雰囲気づくりのための工夫が示されているか。また、イベント規模に適した必要な設備が示されているか。 | １０ | |
| | 効果的なイベント告知方法が具体的に示されているか。 | １０ | |
| 見積額 | 提案された最も安価な見積額を基準として評価。 | ５ | ５ |